

各区市町村保健衛生主管部長 殿

東京都福祉保健局医療政策部長
(公印省略)

歯科衛生士法施行細則の一部改正について (通知)

日頃から、東京都の保健医療政策につきまして、格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、このたび、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)により、歯科衛生法(昭和23年法律第204号)の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されたことなどから、歯科衛生士法施行細則(昭和39年東京都規則第150号)の一部を下記のとおり改正いたしましたので、お知らせいたします。

なお、公益社団法人東京都歯科医師会及び公益社団法人東京都歯科衛生士協会には、別途通知済みである旨申し添えます。

記

1 改正の内容

歯科衛生士法施行細則第2条に規定された歯科衛生士の作成すべき記録に記載しなければならない事項等について、次のとおり改正した。

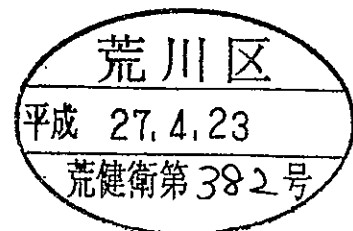
- (1) 歯科衛生士法の一部改正により、歯科衛生士が予防処置を実施する際には、歯科医師の指導の下に行うこととし、「直接の」指導までは要しないこととされたことに伴い、歯科医師の指導に係る規定から「直接」の文言を削除した。
- (2) 歯科衛生士の業務のうち「歯科保健指導」を「処置」では読み込むことができないため、「歯科保健指導」について規定するとともに、当該改正に伴う文言整理を行った。

2 施行の期日

平成27年4月1日

3 添付資料

- (1) 平成27年3月31日付け東京都公報(抄)
- (2) 新旧対照表(抄)
- (3) 改正後全文



【問合せ先】

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許係 吉田、岩永
電話番号：03-5320-4434 (直通)

度の原油換算エネルギー使用量の合計が、当該事業所全体における前年度の原油換算エネルギー使用量の二分の一以上となったため。
 5 特定地球温暖化対策事業所に係る事業所の区域が条例第5条の8の2第3項の規定により変更されたため。」
 改める。

別記第一号様式の十八の五中「註語をします。」を「〔註語をします。〕」に改める。

附則
 (施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 指定地球温暖化対策事業者が平成二十七年度に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五号)第五条の二十五の規定により把握し、及び同条例第六条第七号の規定により地球温暖化対策計画書に記載する平成二十六年度のその他ガス年度排出量に係る温室効果ガスである物質は、この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成二十二年度から始まる削減計画期間に関する温室効果ガス排出量の算定に用いる地球温暖化係数は、新規則第三条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

4 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十五年東京都規則第九十九号)の一部を次のように改正する。
 附則第二項中「該当した年度(」の下に「事業所区域の変更に伴い新たな指定を受けた特定地球温暖化対策事業所(以下「新指定事業所」という。))にあつては、新指定事業所の区域にその区域の全部又は一部が含まれる旧指定事業所(事業所区域の変更の前に指定を受けた指定地球温暖化対策事業所をいう。)が特定地球温暖化対策事

業所に該当した年度のうち最も早い年度。」を加える。

歯科衛生士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要

●東京都規則第百十三号

歯科衛生士法施行細則の一部を改正する規則

歯科衛生士法施行細則(昭和三十九年東京都規則第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(業務記録)」に改め、同条中「処置録」を「業務記録」に改め、同条第二号中「直接」を削り、同条第三号中「処置」の下に「又は歯科保健指導」を加え、「住所、」を「住所又は所在地並びに」に改め、「年令」の下に「又は団体名」を加え、同条第四号及び第五号中「処置」の下に「又は歯科保健指導」を加える。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要

●東京都規則第百十四号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和四十一年東京都規則第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条の十一を次のように改める。

(病児保育事業の実施、廃止又は休止の届出等)

第十七条の十一 法第三十四条の十八第一項及び規則第三十六条の三十八第一項の規定による届出は、病児保育事業実施届(別記第二十九号の十九様式)によるものとする。

2 法第三十四条の十八第二項の規定による届出は、病児保育事業内容変更届(別記第

歯科衛生士法施行細則（昭和二十九年東京都規則第五百十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり）</p> <p>（業務記録）</p> <p>第一条 規則第十八条の規定による歯科衛生士の作成すべき記録（以下「業務記録」という。）には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 指導を行う歯科医師の氏名</p> <p>三 処置又は歯科保健指導を受けた者の住所又は所在地並びに氏名、性別及び年齢又は団体名</p> <p>四 処置又は歯科保健指導の年月日</p> <p>五 処置又は歯科保健指導の内容</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（処置録）</p> <p>第一条 規則第十八条の規定による歯科衛生士の作成すべき記録（以下「処置録」という。）には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 直接指導を行う歯科医師の氏名</p> <p>三 処置を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢</p> <p>四 処置の年月日</p> <p>五 処置の内容</p>

(改正後全文)

○ 歯科衛生士法施行細則

昭和三十九年四月二十八日

規則第一五〇号

歯科衛生士法施行細則を公布する。

歯科衛生士法施行細則

歯科衛生士法施行細則（昭和二十五年九月東京都規則第百五十二号）の全部を改正する。

（書類の経由）

第一条 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）及び歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第四十六号。以下「規則」という。）の規定により、知事に提出する届書は、市町村（八王子市及び町田市を除く。）の存する区域にあつては、住所地又は就業地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

（業務記録）

第二条 規則第十八条の規定による歯科衛生士の作成すべき記録（以下「業務記録」という。）には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 歯科衛生士の氏名
- 二 指導を行う歯科医師の氏名
- 三 処置又は歯科保健指導を受けた者の住所又は所在地並びに氏名、性別及び年齢又は団体名
- 四 処置又は歯科保健指導の年月日
- 五 処置又は歯科保健指導の内容